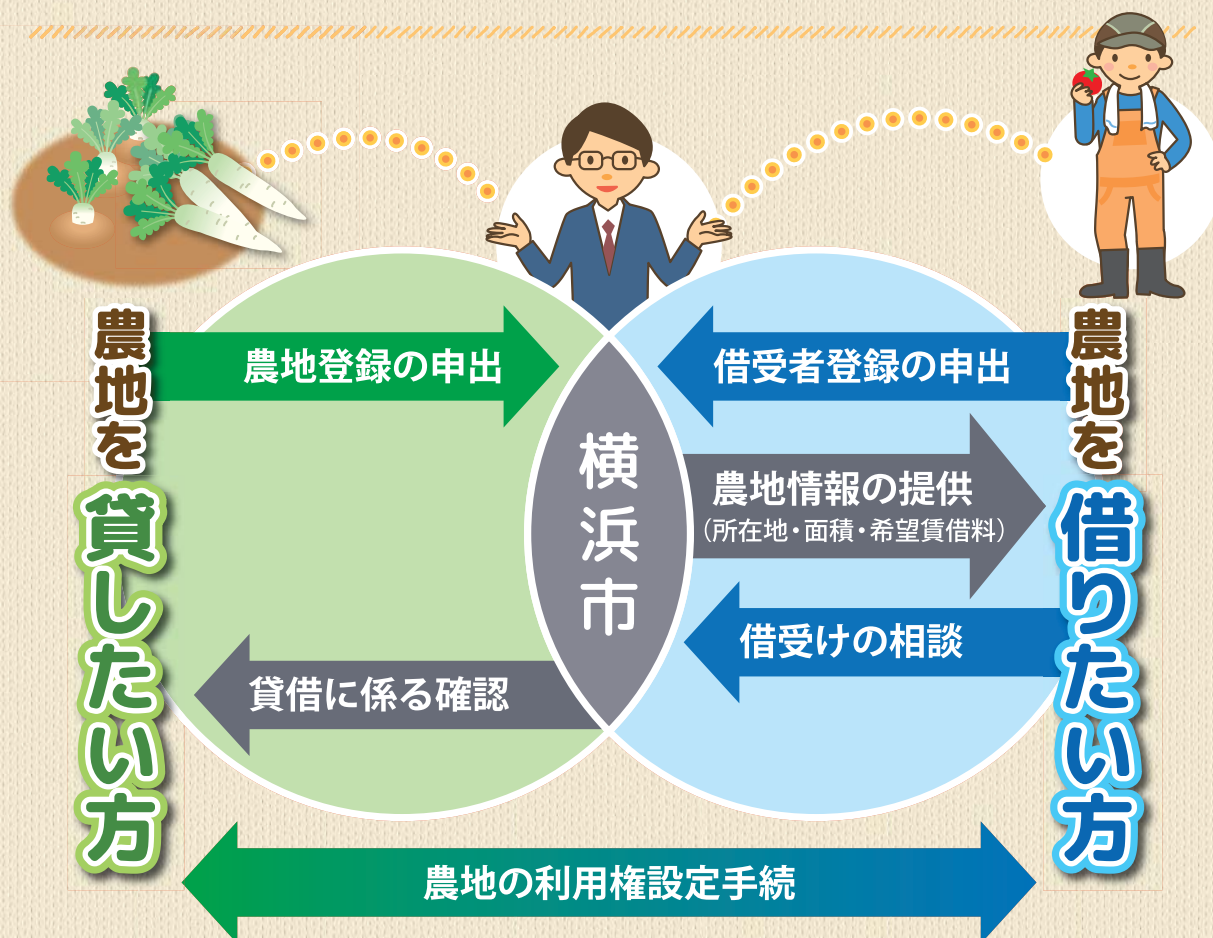


農地を 貸したい方 借りたい方 を募集します



横浜市農地マッチングシステムのご案内

横浜市では、農地の貸し借りをスムーズに行うため、
貸したい農地の情報と、借りたい農家の方の情報をデータベース化し、
貸付希望の農地情報を借りたい方へ提供する事業を実施しています。



データベースへ
登録する利点



農地を
貸したい方

借り手が見つかり
やすくなります



農地を
借りたい方

農地情報が一覧で
得られます

登録の際に同意いただきたい内容

農地を貸したい方

農地登録の申出

登録できる農地は、原則として以下の条件を全て満たすことが必要です。

- 市街化調整区域内
- 面積が500m²以上
- 境界が明瞭
- 公道に接している
- 日照・排水・土壌が耕作に適する
- 小作権や利用権が設定されていない

※相続税納税猶予の特例を受けている農地は、ご相談ください。

※コンクリート片や産業廃棄物等がある場合は、ご自身で撤去してからの登録となります。

※申出をいただいても、状況によっては登録できない場合があります。

※登録後も借り手が見つかるまでは、ご自身で農地を管理してください。

農地情報の提供

借受希望者に提供する農地情報

所在地(地番)／面積／
希望賃借料／利用条件

※農地所有者の個人情報(住所、氏名、連絡先)は、借受希望者にお知らせしません。

農地を借りたい方

農地情報の提供

借受希望者に提供する農地情報

所在地(地番)／面積／
希望賃借料／利用条件

※農地の地図等、より詳しい情報が必要な方は、ご相談ください。

※農地情報を第三者に提供することは、行わないようお願いいたします。

借受けの相談

借受けを希望する農地があった場合は、ご連絡ください。

※借受希望者が複数いた場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が優先されます。

※状況によっては農地を紹介出来ない場合があります。



農地を貸したい・借りたい方

賃借料、貸借期間等の条件

農地を貸す方と借りる方の当事者間でご相談のうえ、決めていただきます

※農地の貸し借りは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により有効になります。

※農地の貸し借りの終了の際に、離作料が発生することはありません。

所管の農政事務所までお問い合わせください。

本制度はホームページでも紹介しています 

問合せ先

横浜市環境創造局 北部農政事務所

(所管／鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑区)

Tel. 045 (948) 2478

Fax.045 (948) 2488

横浜市環境創造局 南部農政事務所

(所管／西・中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷区)

Tel. 045 (866) 8491

Fax.045 (862) 4351